

## 市営住宅修繕費用の負担区分について

市営住宅の修繕に関する問い合わせが多く寄せられるので、入居者が費用を負担する修繕の主だったものを以下のとおりまとめましたのでご確認ください。

### 入居者が費用を負担する修繕の主な内容

修繕部分	修繕内容
建具	襖、障子の張り替え・修繕 ガラスの入れ替え 網戸の張り替え 錠類、戸車、レール、その他付属金物等の修繕 戸棚、下駄箱、郵便受け箱などの修繕 その他建具の軽微な修繕
内装	床、壁、天井の小修繕 洗面台、流し台、その他備え付け備品の小修繕 畳の表替え、裏返し
電気設備	電球類、照明カバーの交換 ソケット、コンセント、スイッチ類の修繕
給排水設備	洗面台、流し台、手洗い、浴室などの水栓替え、パッキン等消耗品の交換 給水設備を凍結させた場合の修理 排水のつまりによる修繕
トイレ	便座、紙巻き器の交換・修理 タンク内の金具、パッキン等消耗品の交換 トイレのつまりによる修繕
その他	ガスコック廻りの故障、ホース等の交換 換気扇の修理 その他構造上重要でない部分の修理 入居者が故意または誤った使用方法で破損させた物の交換・修繕

※入居者負担の修繕は各自で手配をしてください。

※排水のつまりの一番の原因は油です。油分は紙でふき取るなどしてそのまま流さないようにしてください。

※トイレのタンク内に物を沈めるなどして節水を行う例が見受けられますが、水量が減ると排水管内で汚物が詰まるので止めてください。

※共用施設の維持管理は入居者負担となります。住宅廻りや駐車場の除草・清掃・雪かきなどの一般的な管理も入居者で行ってください。